

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

改正案

目次

第一章～第三章（略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節～第三節の二（略）

第四節 無線方位測定機等（第四十六条―第四十九条の四）

第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二）

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五―第四十九条の六）

第四節の三～第九節（略）

第五章（略）

附則

第四節 無線方位測定機等

第四十六条～第四十九条の四（略）

第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備

現行

目次

第一章～第三章（略）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節～第三節の二（略）

第四節 無線方位測定機等（第四十六条―第四十九条の四）

第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五―第四十九条の六）

第四節の三～第九節（略）

第五章（略）

附則

第四節 無線方位測定機等

第四十六条～第四十九条の四（略）

（傍線部分は改正部分）

(海洋レーダー)

第四十九条の四の二 海洋観測を行う無線局であつて、四・四三八MHzから四・四八八MHzまで、五・二五MHzから五・二七五MHzまで、九・三〇五MHzから九・三五五MHzまで、一三・四五MHzから一三・五五MHzまで、一六・一MHzから一六・二MHzまで、二四・四五MHzから二四・六MHzまで、二六・二MHzから二六・三五MHzまで、二九・五MHzから四〇MHzまで又は四一・七五MHzから四二・七五MHzまでの周波数の電波を使用するもの(以下この条において「海洋レーダー」という。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を確認する機能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場合を含む)。

二 国際モールス符号により海洋レーダーの識別信号を送信する機能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場合を含む)。

三 同一周波数帯を使用する海洋レーダーの識別信号を受信する機能を有するものであること(附属装置の設置その他の方法による場合を含む)。

四 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式(間欠的連続波方式を含む。)により送信するもの及び振幅変調(国際モールス符号の送信を行う場合に限る。)であること。

五 等価平方輻射電力は、二五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)を超えないものであること。

六 空中線は、指向性を有するものであること。ただし、不要な方向への電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この

限りでない。

七 国際モース符号の送信は、割当周波数により送信を行うものであること。この場合において、等価等方輻射電力は、第五号の規定を準用する。

八 国際モース符号の送信にあつては、空中線は、海洋レーダーの空中線を共用するものであること。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。この場合において、等価等方輻射電力は、第五号の規定を準用する。

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備

第四十九条の五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
(略)	(略)	(略)
4 4MHz を超え 29.7MHz 以下	1 固定局 (注 11、16) (1) 500W 以下のもの (2) 500W を超えるもの の 2 陸上局	20 10

第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備

第四十九条の五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
(略)	(略)	(略)
4 4MHz を超え 29.7MHz 以下	1 固定局 (注 11、16) (1) 500W 以下のもの (2) 500W を超えるもの の 2 陸上局	20 10

	(1) 海岸局 (注 13、17)	20Hz
	(2) 航空局 (注 12)	10Hz
	(3) その他の陸上局	20
	3 移動局	
	(1) 船舶局	
	ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	50
	イ その他の送信設備 (注 13、17)	50Hz
	(2) 航空機局 (注 12)	20Hz
	(3) その他の移動局	40
	4 <u>無線測位局</u>	50
	5～9 (略)	
(略)	(略)	(略)

注 1～54 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 占有周波数帯幅の許容値

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

第 2～第 64 (略)

第 65 海洋レーダーの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、

	(1) 海岸局 (注 13、17)	20Hz
	(2) 航空局 (注 12)	10Hz
	(3) その他の陸上局	20
	3 移動局	
	(1) 船舶局	
	ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	50
	イ その他の送信設備 (注 13、17)	50Hz
	(2) 航空機局 (注 12)	20Hz
	(3) その他の移動局	40
	4 <u>ラジオ・ブイの無線局</u>	50
	5～9 (略)	
(略)	(略)	(略)

注 1～54 (略)

別表第二号 (第 6 条関係)

第 1 占有周波数帯幅の許容値

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

第 2～第 64 (略)

第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの 50kHz
- 2 5.25MHzから5.275MHzまでの周波数の電波を使用するもの 25kHz
- 3 13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの 100kHz
- 4 24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波数の電波を使用するもの 150kHz
- 5 39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの 500kHz
- 6 41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの 350kHz

○無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件（昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号）の一部を改正する件新旧対照表案
(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を次のように定める。

昭和三十四年十一月郵政省告示第八百五十九号（無線局運用規則第十八条及び第三十九条の二の規定による固定業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局の通信方法の特例）は、廃止する。

一〜四（略）

(同上)

一〜四（略）

五 八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局にあつては、無線局運用規則第二十條第一項、第二十三條第二項及び第三項、第二十九條第二項、第三十條、第三十六條、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條、第二百一十七條、第二百二十七條の三第一項、第二百二十七條の四並びに第二百一十八條第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うことができる。

六〜八（略）

五〜七（略）

八 設備規則第四十九條の四の二に規定する海洋レーダーの無線局の無線設備であつて、A-A電波を放射するものにあつては、運用規則第二十三條、第二十六條第二項、第三十六條及び第三十七條の規定にかかわらず、二十分を超えない間隔で自局の識別信号を送信す

るものとする。

九 前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあつては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行うことができる。

九 前各項に定めるほか、特殊な通信方法を必要とする無線局にあつては、総務大臣が別に承認した方法により、通信を行なうことができる。

改正案	現 行														
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>1～20（略）</p> <p>2.1 海洋レーダーの無線局</p> <p><u>海洋レーダーの無線局の審査は、別紙1の第11によるほか、次の基準により審査を行う。</u></p> <p>(1) <u>無線局の種別は、無線標定陸上局又は無線標定移動局であること。</u></p> <p>(2) <u>設備規則第49条の4の2に定める条件に適合するものであること。</u></p> <p>(3) <u>海洋レーダーの無線局の設置場所（無線標定移動局にあっては、その運用を行う地点）を中心として下表に示す距離の範囲内に他国の領土が存在する場合は、当該他国との調整が完了しているものであること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数帯</th> <th style="text-align: center;">距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.438MHz から 4.488 MHz まで及び 5.25 MHz から 5.275 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">790</td> </tr> <tr> <td>9.305 MHz から 9.355 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">590</td> </tr> <tr> <td>13.45 MHz から 13.55 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">480</td> </tr> <tr> <td>16.1 MHz から 16.2 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">390</td> </tr> <tr> <td>24.45 MHz から 24.6 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">280</td> </tr> <tr> <td>39.5 MHz から 40 MHz まで及び 41.75 MHz から 42.75 MHz まで</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>海洋レーダーの無線局の設置場所（無線標定移動局にあっては、その運用を行う地点）を起点とし、海洋レーダーの無線局の空中線の指向方向及び水平面の主輻射の角度の幅において、(3)の表に示す距離の範囲内に同一周波数帯を使用する他の海洋レーダー（申請中のものを含む。）が存在する場合は、当該他の海洋レーダーとの間において運用調整が完了しているものであること。</u></p> <p>第2～第5（略）</p>	周波数帯	距離(km)	4.438MHz から 4.488 MHz まで及び 5.25 MHz から 5.275 MHz まで	790	9.305 MHz から 9.355 MHz まで	590	13.45 MHz から 13.55 MHz まで	480	16.1 MHz から 16.2 MHz まで	390	24.45 MHz から 24.6 MHz まで	280	39.5 MHz から 40 MHz まで及び 41.75 MHz から 42.75 MHz まで	200	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>1～20（略）</p> <p>第2～第5（略）</p>
周波数帯	距離(km)														
4.438MHz から 4.488 MHz まで及び 5.25 MHz から 5.275 MHz まで	790														
9.305 MHz から 9.355 MHz まで	590														
13.45 MHz から 13.55 MHz まで	480														
16.1 MHz から 16.2 MHz まで	390														
24.45 MHz から 24.6 MHz まで	280														
39.5 MHz から 40 MHz まで及び 41.75 MHz から 42.75 MHz まで	200														

附 則
この訓令は、平成 年 月 日から施行する。